

募集!!

富士市男女共同参画推進員
(事業所等推進員)を募集します!

これからの時代

成長戦略の

カギは

男女共同参画!



富士市では、事業所や市民団体における男女共同参画の推進を図るため、**富士市男女共同参画推進員(事業所等推進員)**を募集します。

事業所等推進員を設置している事業所等は男女共同参画に関する国等の最新情報や他事業所の好事例等の提供を受けられることや、男女共同参画に関する社員向けのセミナー講師または女性活躍推進アドバイザーの無料派遣を受けることなどができます。

設置にあたり必要な要件は、事業所等における男女共同参画を推進したいという意思のみです!

事業所等推進員を設置し、ジェンダー平等の視点を成長戦略につなげていきませんか?

そもそも… 「男女共同参画」ってなに?

「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる」という考え方をいいます。

労働力人口が圧倒的に多かった1980年代…「男は仕事、女は家庭」という考え方が一般的だった時代に成長してきた高度経済成長から半世紀以上が経過。今では「働く人」よりも「支えられる人」が多い超少子高齢化社会となっています。そんな時代における成長のカギとして、男女が共に個性と能力をフルに活用できるよう、多様な人材に合わせた雇用を進めていくなど、多くのヒントが「男女共同参画」の中に隠れています。

富士市男女共同参画推進員 (事業所等推進員)とは?

富士市では富士市男女共同参画条例に基づき、平成16(2004)年度から、「富士市男女共同参画地区推進員」の設置を開始し、市内26地区で、講演・講座等の開催、地区行事での啓発活動やアンケート実施など、地区に根差した取り組みを続けてまいりました。

少子高齢化が進行する現代社会では、女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等の生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することが重要であり、事業所等を含めた社会全体への男女共同参画の推進が求められています。生活における多くの時間を占める「職場」等からも、男女共同参画の推進・普及を図るため、「富士市男女共同参画推進員(事業所等推進員)」を設置することとなりました。

活動内容、設置のメリット・条件などの詳細は裏面をご覧ください

どんな活動をするの？

事業所や市民団体内における
男女共同参画の普及啓発活動を行っていただきます！

市から男女共同参画に関する最新情報や好事例の提供を受ける際の窓口となり、事業所等内で発信・共有することや、市の男女共同参画に関する取り組みへの協力、その他必要と認められる活動などをお願いいたします。

市が主催する講演会・講座、男女共同参画推進員対象の研修等にも参加いただき、男女共同参画に関するさまざまな知識を身につけることができます！

設置の条件、適任者は？



設置の条件は特にございません。女性も男性も関係なく、事業所等における男女共同参画を推進したいという意思のみです！

特に役職についての規定はありませんが、事業所においては人事労務管理者またはそうした部署の方。市民団体においては団体における男女共同参画を進めやすい立場の方が望ましいです。

設置のメリットは？

事業所等推進員を設置されると以下のようなメリットがあります！

- ①市ウェブサイトには設置事業所として掲載されることによるイメージアップ(学生はこういうところをチェックしています！)
- ②男女共同参画に関する国等の最新情報や好事例等を提供
- ③男女共同参画に関するセミナー・講演会等の情報提供
- ④男女共同参画に関する社員向けのセミナー講師または女性活躍推進アドバイザーの無料派遣

定期的に市へ報告を求めるなど、義務的・強制的に取り組みを要請することはありません。事業所・市民団体で取り組みを強化したいときに、必要に応じて支援させていただきます！

申込方法は？

令和7年1月から下記QRコードから電子申請または、申込書類(市役所3階市民活躍・男女共同参画課、フィナンセ西館3階男女共同参画センターで配布。市ウェブサイトでダウンロード可)に必要事項を記入し、直接または郵送で市民活躍・男女共同参画課へ。

申込書類を提出していただいた事業所等から随時市ウェブサイトには設置事業所として掲載させていただきます！



富士市役所 市民部 市民活躍・男女共同参画課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100 (市庁舎3階北側)

TEL:0545-55-2724 FAX:0545-55-2864

メール:si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp



お申し込みはこちら



富士市男女共同参画事業所等推進員ウェブサイト



市民活躍・男女共同参画課Instagram